

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第12回）

日時：令和8年3月26日（木）

10：00～12：05

場所：中央合同庁舎第3号館11階 特別会議室

午前 10 時 00 分 開会

1. 開 会

○小川推進官 定刻となりましたので、ただいまから第 12 回中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、また、お足元の滑りやすい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の事務局・司会を務めさせていただきます、建設キャリアアップシステム推進官の小川と申します。

本日は、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本ワーキンググループ運営要領第 3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、運営要領第 4 条第 1 項により本委員会は公開されておりますが、報道関係の皆様による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、委員の出欠についてご紹介いたします。

本日は、荒木雷太委員の代理としまして、全国建設業協会専務理事の山崎篤男様、渡辺直委員の代理としまして、松戸市建設部審議監の泉川友宏様にご参加いただいております。

また、堀田昌英委員、西野佐弥香委員、榎並友理子委員には、オンラインでご参加いただいております。

オンラインでご参加の委員におかれましては、カメラオン・マイクミュートにさせていただき、発言の際は挙手ボタンにてお知らせいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の配付資料の一覧は議事次第に記載しております。不足等がございましたら、挙手または挙手ボタンにてお知らせください。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の楠田からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○楠田局長 皆さん、おはようございます。不動産・建設経済局長の楠田でございます。委員の先生方には、日頃から国土交通行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜っておりますこと、また、本日は大変お忙しい中、かつ足元も悪い中にご出席を賜りましたことにつきまして、まずは厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日は第 12 回のワーキングとなります。前回のワーキングからはや 5 か月たったところでございます。その間、労務費に関する基準の中建審からの勧告もありましたし、第三次・担い手 3 法の全面施行もありました。建設業に関する大きな動きが幾つもあったというところでございます。

この点を踏まえまして、本日は、まずは前回のワーキング以降、労務費に関する基準の施行に関して、私どものほうで取り組んできました内容のご報告をさせていただきたいと思っております。また、職種別意見交換会での検討も進捗しておりまして、新たに策定を予定しております基準値の案についてもご報告させていただきたいと思っております。また、労務費に関する基準にも明記されておりますけれども、基準の運用状況のフォローアップについての実施方針でありますとか、あるいは、これまでのワーキングで継続検討事項とされておりました実効性確保策についての取組の方針について、ぜひご議論いただければと思っております。

さらに、前回のワーキングでは、委員の皆様に対して、関係者への基準の周知や会員各社による率先した取組などをお願いさせていただいたところでもありますけれども、本日は、荒木委員、岩田委員、白石委員、土志田委員、長谷部委員の各委員から、それぞれの団体の取組状況などにつきましてご説明いただけることになっております。大変お忙しい中ご準備を賜りましたことについて、重ねて御礼申し上げたいと思います。

委員の先生方からも再三お話しいただいておりますけれども、労務費の確保・行き渡りの取組につきましては、基準をつくったら終わりということではなくて、個々の取引の中で実際にご活用いただいて、技能者の処遇の改善にしっかりつなげ、若い方に入職してもらえる建設業に変わっていくということが大変重要でございます。その実現に向けて、粘り強く取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

現在、国会も開会しておりますけれども、その中でも改正建設業法に基づく新たなルールの徹底をはじめ、処遇の改善などを通じました建設業の担い手確保の取組については、与野党問わず多くのご質問を頂いているところでございまして、我が国の社会・各地域からの関心が極めて高いテーマであるということを私どもも改めて実感しているような状況でございます。

本日のご議論も踏まえまして、フォローアップを適切にやるということをはじめ、労務費の確保・行き渡りに向けた今後の取組のさらに充実を図ってまいりたいと考えておりますので、委員の先生方には本日も忌憚のないご意見・ご示唆を賜りますようお願い申し上げます。

げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小川推進官 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行は小澤座長にお願いしたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

労務費に関する基準の作成・勧告に係るこれまでの取組【報告】

各事業者団体等における取組【報告】

今後のフォローアップに向けた取組方針【審議】

継続検討とされた事項に関する取組方針【審議】

○小澤座長 それでは、お手元の次第に従いまして、順に議事を進めさせていただきます。

本日も非常に盛りだくさんの議事が予定されております。最初に、事務局から労務費に関する基準の作成・勧告に係るこれまでの取組をご報告いただいた後、各事業者団体等における現在の取組状況をご報告いただきます。それに引き続きまして、今後のフォローアップあるいは継続検討とされた事項に関する取組方針についてご審議いただく予定にしております。最後に、職種分野別の労務費の基準値について、これまで審議が残っていた分野についてのご報告をいただく予定になっております。最初の4つにつきまして、事務局あるいは各事業者団体等からのご報告をいただき、取組方針についてご説明いただいた後、まとめてご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。

それでは、最初に資料 1-1 から事務局のご報告をよろしくお願いいたします。

○石井補佐 国交省建設振興課の石井でございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料 1-1 に記載しております「労務費に関する基準の作成・勧告に係るこれまでの取組」、こちらに係るご説明から始めさせていただければと思います。

資料をおめくりいただきまして、1 ページ目に「取組事項の一覧」ということで記載してございます。本日ご説明する内容を目次的に記載させていただいているところでございます。順にご説明させていただきます。

まず、「改正法の全面施行と併せて整備したガイドライン類について」ということで、2 ページでございます。改正法の全面施行は昨年 12 月 12 日ということでしたけ

れども、改正に前後いたしまして 12 月から 1 月にかけて新規作成あるいは既存のガイドライン等の改正を行ってございます。「新規作成」というところで申しますと、「労務費に関する基準の運用方針」ということで、こちらはこれまでのワーキングにおけるご議論の中でも、「この点はどうなっているのか」「どのように整理するのか」といったお尋ねをいただいたところを中心にいろいろと整理してございます。

資料 3 ページに内容の概要ということでまとめさせていただいておりますけれども、基準に基づく取引について 71 の運用方針を提示ということで、それぞれの立場において気になるポイントを整理してお示ししているということと、別途、見積書の様式例をつくるということをお願いしてきておりまして、そこに関して一部の委員にもご協力いただきながら検討していたところでございますが、右側の見積書の様式例ということで、簡易版と詳細版、また、その「書き方ガイド」ということで整理した内容をつくっております。

また、4 ページですけれども、この見積書の様式例の徹底、「書き方ガイド（運用編）」ということで、別途、実は本日リリースするということにしてございますけれども、実際に見積書の様式例を使ってみていただいて、ここは使いづらいとか、こういったところが気になるというところを実際のやり取り等で浮かぶ課題ということで、実際にこうしましょうという運用をお示しするような資料も作ってございまして、こちらもお示しているということでございます。

また、5 ページに書いております「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」ということですが、こちら 12 月の段階でお示ししてございます。公共発注者に対しては、今回、労務費ダンピング調査をお願いすることとしていますが、その内容の詳細について記載している資料ということでございます。そのほか、この後も触れますけれども、G メン関係の書類ですとか各種ガイドラインの改定を行ったところでもあります。

次に 6 ページですけれども、「建設技能者を大切にす企業の自主宣言（「職人いきいき宣言」）について」ということでご紹介させていただいております。こちらは、しっかり適正に賃金を支払うとか、あるいは適正に労務費を見積もる、その見積りを尊重するという会社が競争上不利にならないような仕組みということで導入しているものでございます。昨年 12 月の施行に合わせてサービスインということとしてございまして、記載内容につきましては、これまでワーキングでもご審議いただいたとおりですが、宣言状況ということで一番下にご紹介させていただいております。2 月末現在で 953 社と資料に記載

させていただいておりますが、本日の段階では1,000を優に超える企業に宣言いただいております。引き続き、各委員の関係の会社様からもぜひ宣言いただければと思っておりますので、こちらの周知もぜひ皆様にもご協力いただければと思っております。

7 ページに、これの関係の「経営事項審査の改正について」ということでご紹介させていただいております。経営事項審査で実際に加点されるのは7月1日以降ということになりますけれども、まさに今から宣言の準備をいただいた上で、円滑に導入できればというところでございます。

8 ページ・9 ページで、少し目新しい取組ということでご紹介させていただければと思います。

8 ページですけれども、「みらいエコ住宅 2026 事業の概要」ということでご紹介させていただいております。こちらは国土交通省の中での住宅局の補助事業ということですが、いわゆる GX 志向型住宅ですとか長期優良住宅・ZEH 水準住宅といったもので建てれば、例えば住宅ローン控除が上乗せで適用できますよとか、そういった優良な住宅ストックをつくろうとする施主さん向けに補助事業を行っているところでございますけれども、この補助事業を使おうとする施主さんにおかれましては、登録した事業者を使ってくださいということになっております。

工務店とかハウスメーカーのことですけれども、その工務店さんとかハウスメーカーさんとかの登録の要件ということで、9 ページでございますけれども、担い手確保に向けた取組推進の表明を行っていただくこととしています。実際に表明していただくのは、1 ポツに記載しております、「就労・育成環境の改善」ですとか「技能者の技能や経験に応じた処遇の確保」に取り組むことを宣言いただくということなのですが、セットで2 ポツに書いております各事項について、今やっているとか、今後やる予定とか、まだやっていないといったところを記載いただくということになっておりますが、この中で CCUS を活用するとか、レベル別年収をしっかりと支払うとか、元請の工務店向けですので、下請に対する適正労務費をしていくとか、「職人いきいき宣言」、先ほどご紹介した自主宣言をするといったことをしているかどうかをチェックするリストをつくっていただくことにしております。これまでも民間の発注工事に関して、どのように普及させていくのかということはこのワーキングでも議論になっていたところですが、私どもとしてできる一つの取組として、省内で連携した上でこういうこともさせていただいているということで

ご紹介させていただければと思います。2,500 億円規模ということで、全体としての予算規模は非常に大きいものですので、その点も含めてご紹介させていただきます。

次に、10 ページでございます。「「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応」ということで、先ほど冒頭でもご紹介させていただきましたが、「建設業法令遵守ガイドライン」ですとか、「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」ということで少し読みづらいのですが、これらを 12 月から 1 月にかけて改定したり新しくお示ししたりさせていただいております。あわせて、「「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設」ということで、スマホからも情報提供が可能になるということで、より通報しやすい仕組みを整えてきているということでもあります。また、「建設 G メンと関係省庁の連携強化」ということで、これもワーキングの中で随時ご指摘いただいていたところでもありますけれども、中小企業庁との連携（取引 G メンとの情報連携）ですとか、厚生労働省・労働基準監督署との連携ということ、詳細なものは今後、随時また進めていくということですが、しっかり問題意識と今後進めていく方向性ということで整理させていただきまして、10 ページに記載させていただいておりますので、この点も含めてご紹介させていただきます。

また、11 ページでございますが、建設 G メンによる調査ということで、昨年、令和 7 年 4 月から施行直前の 12 月の段階までの指導等の状況ということで速報的にまとめましたので、ご報告させていただきます。いわゆる元下調査（下請取引等実態調査）ですとか、駆け込みホットラインに寄せられました端緒情報を基に、929 の事業者に対する調査を行いまして、そのうち不正行為やそのおそれが確認された 604 事業者に対する指導・助言を実施しているということでもあります。その内訳が下の段の左側ですが、実際その指導の内訳を下段右側に記載してございます。見積書の内訳明示に関しては改正前の段階でしたけれども、契約書の法定記載事項の不備といったところに関しては、一昨年 12 月に施行された内容でまだ不備がある事業者さんが昨年も散見されたということでございます。こうした状況は 12 月で一斉に変わっているものでもないと思いますので、引き続き G メンによる指導等もしっかり進めてまいりたいと思います。

次に、12 ページはレベル別年収改定のポイントということでご紹介させていただいております。このワーキングでも途中議論させていただきましたけれども、これまで全国一律であったものを、今回、基準等、設計労務単価を都道府県別で示すということがございましたけれども、より細かい単位でお示しするというところで、ブロック別にお示しして

いるということですか、こちらに記載の内容の改定を行ったというところがございます。特に4番目ですが、公表の対象は、これまでレベル1・2・3・4のそれぞれ上位・中位・下位という形で、これは非常に細かく、細か過ぎるというようなご意見も頂いていましたけれども、標準値と目標値ということで、少なくともこれ以上払いましょう、目標値ということでこれを目指しましょうという位置づけを明確にした上での2つの水準ということで整理して、13ページ・14ページのとおりお示ししているところであります。

間に合っていないんですが、令和8年2月に新しい公共工事設計労務単価の令和8年分の改定を行ったところがございます。そちらの内容を踏まえたレベル別年収ですか、既にお示ししている労務費の基準値の改定というものは、年度内の予定でございますが、実施させていただいて、これをさらにアップデートしたもので新年度は取り組んでまいりたいと思います。

次に16ページをご紹介させていただければと思います。コミットメント関連で追加の情報ということでございます。これまで中建審にお諮りする公共・民間（甲・乙）・下請という4つの約款でコミットメント条項への導入方法をご審議いただいていたところですが、国交省は直接関与しておりませんが、いわゆる民間（七会）約款と言われております約款につきましてもご議論いただきまして、コミットメント条項を追加いただくこととしてございます。標準約款と少し取り入れ方を変えて、Bを一律で導入するという形で記載していただいているということ——選択的条項ではなく既定の条項として追加するという形で導入していただいているところでございます。また、コミットメント関連で、これまで国交省直轄工事においてどう取り組むんだとご指摘いただいたところですが、まさに今検討中ございまして、しっかり進めていく、来年度やっていくということに関して、併せてご報告させていただければと思います。

17ページ、最後です。一連の取組を含めた周知ということでご紹介させていただいています。お示しさせていただいたものは一連の関連情報というところ、ポータルサイトを開設いたしまして周知を行っているということでもあります。労務費に関する基準が気になるとなったときに、このサイトを訪ねればおおよその情報が分かるという趣旨のサイトとして開設していただきまして、基準値とか基準本文・概要資料等はもちろん、運用方針とか、そういったところも含めて、あるいは頂いたQAを含めてお示しするという形で開設してございます。累計閲覧数7万回ということで、それなりにご覧いただいているものと思いますが、許可業者50万社とか、発注者はさらにいるということ踏まえまして、まだまだ

かと思しますので、引き続きしっかり周知してまいりたいと思ひますし、こうしたサイトがあるということは、こちらもぜひ関係の方にご周知いただければと思ひます。

あわせて、説明会でございますけれども、開催実績ということで、全国 10 ブロックでの開催を夏冬合わせて行いました。オンラインで開催したものは、録画したものをこのポータルサイトにも掲載してございまして、こちらは視聴回数が 1 万回ということですが、こちらもぜひご覧いただければと思っております。引き続き、いろいろな機会を捉えて周知していきたいと思ひます。

また、18 ページは周知②ということですが、「施行通知の発出」というところで、関係する情報ですとか、各専門工事業者・総合工事業者・発注者・発注者支援業務を担う人、それぞれにおいて取り組んでいただきたい事項等を整理してお示ししています。こちらもポータルサイトに掲載しておりますし、このワーキングの中で日建連さんとかからご要望いただきましたリーフレットも、2 つのバージョンをつくって掲載しているということと、内容については経団連さんとか日商さんにもご協力いただきまして、民間発注者への周知を行っているところであります。

最後に、少しおまけ的ではありますが、公式の説明会動画以外で、インフルエンサーとタイアップした動画の公開を、オファーがあったので対応させていただきまして、こちらは 3 万 7,000 回ということで、我々の公式の説明会動画より伸びていて、ある意味、少し残念なのですが、ぜひこちらもご覧いただければと思ひます。

資料 1-1 の説明は以上でございます。

○関室長 資料 1-2 につきまして、技術調査課から説明させていただければと思ひます。

こちらの資料は、直轄工事にて開始いたしました賃金・労働時間の実態調査についての資料になります。直轄の公共事業に従事する方に対しまして、適正な額の賃金が支払われるよう、直轄工事にて受注者の皆様の協力の下、賃金の支払いですとか労働時間の実態を調査する試行を昨年 11 月より実施しております。今月、3 月 11 日時点では 235 件の工事、201 社の方のご協力をいただいております。品確法の 27 条に、国は適正な請負代金・賃金が支払われるよう、賃金の支払いに関する実態調査を行うよう努めなければならない旨が規定されておりますし、また、同法の運用指針におきましても同じ旨の規定があります。これらを踏まえまして、直轄工事にて受注者の皆さんの協力の下、技能者への賃金の支払いですとか実際の労働時間の実態というようなことを、受注者の希望に基づきまして今実施させていただいているというのがこの調査になります。

下請業者への労務費の支払いというのは、賃金を原資とした低価格競争の抑止につながると考えておりますし、価格や真の技術を競う公正な競争環境の実現にも資するものだと考えております。また、労働者への賃金の支払いは、適正な賃金を確保し、品質確保のための担い手確保につながるものと認識しております。

また、本調査は、調査方法を確認するとともに、試行の目的として継続的な改善を行うことを考えておまして、今回この調査を実施することにより、円滑に行うための実労働時間の調査の仕組み等を構築できればと考えております。また、本試行の結果を踏まえまして、将来的に賃金・労働時間等の調査結果を適切な業者選定に向けて活用することも予定しております。

本調査を通しまして、発注者が賃金の支払いや労働時間等を把握することにより、受注者間での見える化が進むことを期待しております。特に、下請業者への労務費支払いの把握により、賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術力を競う等、公正な競争環境を実現し、また、技能労働者への賃金支払いの把握により適正な賃金が確保され、品質確保の担い手が確保されることを期待しております。

説明は以上になります。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

続きまして、各事業者団体等における取組についてのご発表をお願いしたいと思います。

最初に、日本建設業連合会の白石一尚委員からご発表をお願い申し上げます。

○白石委員 それでは、日建連より報告させていただきます。

まず、資料の1ページ目になります。初めに、日建連における適正な労務費・賃金の支払いに向けました最近の主な取組について説明いたします。

「労務費見積り尊重宣言」を決定しまして、本年2月、「労務費見積り尊重宣言」の内容を「労務費に関する基準」に沿った運用になるように改定いたしました。発注者に対しまして適正な労務費の見積りの尊重を要請することを日建連の取組として明記いたしました。また、3月に技能労働者の賃上げについて、おおむね6%の賃上げを目指すことが国との間で申し合わされたということを踏まえまして、技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議を行って、協力企業からの適正な労務費の見積りを尊重するとともに、適正な賃金の支払いを協力企業に要請するよう、会員企業に対して会長名で通知しています。

2ページ目をお願いします。これまでに実施したそのほかの取組については記載のとおり

りとなっています。今後の周知及び実効性確保に向けた取組についてですけれども、今年の春には会員企業に対して、現場の所長や協力会社等への周知を改めて依頼する予定としているほか、夏頃をめどに全会員企業に対するアンケート調査を実施しまして、周知の状況・課題等を収集・整理・分析することを検討しています。課題等があれば、国土交通省と連携して運用しやすい改善策等を検討して、冬頃をめどにしまして、当該課題や改善策等を踏まえた活用促進のリーフレットを作成しまして、会員企業等に配布することを考えております。

3 ページ目になります。日建連からは労務費に関する基準に関して 3 点、要請事項を申し上げます。

1 点目は、国による強力な指導・監督実施の要請についてです。国において、特にサプライチェーンの出発点である発注者の理解が得られるように、発注者への周知徹底、建設 Gメンによる調査、指導・監督、さらに通報制度の幅広い周知等をお願いしたいと思います。

2 点目ですけれども、国において現在検討が進められている労務費・賃金の支払いの実効性確保の取組につきまして、早期の検討を要請いたします。

3 点目は、日建連会員企業から寄せられた意見についてです。日建連では、労務費に関する基準の運用状況について会員企業にアンケート調査を行いました。その結果ですけれども、協力会社や発注者への制度の周知・浸透・理解の促進のための説明会の開催、もしくはガイドラインの作成、それと施工条件や施工能力に応じた適正な労務費の算定方法の明確化、CCUS レベル判定の普及、雇用に伴う必要経費につきまして、見積書で内訳を明示すべき必要経費以外に認めるべき経費を明確化する等についての検討を要請いたします。また、見積書の作成・確認・保存等の事務負担や作業の複雑化へ対応する運用改善についてもあわせて要請いたします。

次に 4 ページになります。日建連では、CCUS のさらなる普及・活用を図るために、2026 年度の推進方策を策定いたしましたので、紹介させていただきます。具体的な重点項目としまして、1 点目は色別カードの取得促進、2 点目が建退共との連携、3 点目が公共工事における CCUS モデル工事等への積極的な参加、4 点目は建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の活用です。

さらに、これら推進方策の実効性を高めるため、業界の取組状況を把握しながら計画的なフォローアップを進めていきます。まず、3 月には、今回の推進方策について、会員企

業のみならず協力会社も含めて広く周知を行い、業界全体での取組を促しています。4月から5月にかけては、会員企業に対して、建退共との連携やCCUSモデル工事等への参加の状況、自主宣言制度の活用といった取組について実態調査を実施する予定となっています。協力会社に対しましても、色別カードの取得や自主宣言制度、厚生労働省助成金の活用などについて調査を行い、取組状況を把握していきます。これらの調査結果を踏まえ、今年7月以降については、取組状況や課題を整理して必要な対応策を検討するなど、CCUSの普及・活用に向けた取組を一層進めてまいりたいと考えております。

最後に、5ページになります。こうした取組を進めるに当たって、国による関連施策の実施と検討も重要であると考えています。国のリーダーシップの下、「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の着実な実行をはじめ、公共事業、とりわけ直轄工事のCCUS義務化を強力に推進、国土交通省の技術的支援の下、国土交通省以外の発注機関においてもCCUSモデル工事の導入・拡大、能力評価への支援など、取組を一層加速させていく必要があります。特に技能者の処遇改善やキャリアの見える化の観点からも、CCUSレベル判定の拡大が重要です。現在、レベル判定の取得率は約8%にとどまっています。これを少なくとも5割以上へ引き上げることを目指して取組を強化していく必要があります。

あと、昨年のワーキンググループの間でもお願いいたしましたけれども、4点あります。公共工事における率先した取組、レベルに応じた賃金支払いに対する財政的支援、レベル判定申請にかかる負担の軽減、評価基準が未整備となっている分野の解消、以上4点が特に検討をお願いしたい施策となっております。

日建連からの説明は以上となります。

○小澤座長 ありがとうございます。

続きまして、全国建設業協会の山崎篤男様からお話をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○山崎様（荒木委員代理） それでは、全建から報告いたします。資料2-2をご覧ください。

2ページ目、まず労務費の行き渡りの前提である賃金の引上げでございますが、左側が去年作成したポスターです。右側にあるように、労務単価の引上げから十分な労務費を確保した受注、そして建設業者のほうで技能労働者の賃金引上げ、そして自社の引上げだけではなくて下請への労務費の引上げ、これもセットで好循環を進めていこうというポスターを作って、去年おおむね6%の引上げということで啓発を進めてまいりました。今年

もまたおおむね 6%の引上げと決まっておりますので、同じような取組を進めていきたいと思えます。右側が、そのとき、去年 4 月に出した通達でございます。

次に 3 ページでございますが、行き渡りのためには、どうしても適切な価格転嫁が必要になります。全建では、一昨年、自主行動計画をつくりまして、一昨年は労務費だけでやっていたのですけれども、昨年は「労務費等」ということで、エネルギーとか資材価格の高騰も含めまして自主行動計画を作成しました。I が、会員企業が取り組む行動なのですが、全建会員企業は元請が主でございますが、下請になることもあるということで、元請の立場、下請の立場、そして注文者としての立場と受注者としての立場、それぞれがどのように価格転嫁をしていく必要があるかという方策・心構えを計画として示したものでございます。

1 ポツ、元請が注文者として取り組む場合には、(4) サプライチェーン全体での価格転嫁、あるいは(7) 不当に低い下請代金の禁止といったことをやってくれと。そして、3 ポツ、今度は逆に受注者としてやる場合には、(5) スライド条項の活用ですとか、後で説明しますが、(6) おそれ情報による価格転嫁の取組、これをちゃんとやってくれといったことをやっております。

右下に円グラフがありますが、一昨年計画をつくりましたので、それに基づく取組状況ということで、計画をつくったばかりですが、4 分の 1 ぐらいが取り組んでいるという状況です。今年はずっと進んでいると思えますが、自主行動計画を浸透させていきたいと思っております。

次に 4 ページですが、先ほど申しました「おそれ情報通知書」ですが、これは昨年 6 月に作成しまして、土木・建築それぞれで、今、資機材の価格上昇はどういったものが高騰のおそれがあるとか不足のおそれがあるとか、あるいは労務費について、どの工種に高騰のおそれがある、不足のおそれがあるといったことをチェック方式で示して、それを発注者におそれ情報として事前に通知しておく。もし実際に価格上昇があれば、それを価格交渉の材料にするといった取組をしております。

次の 5 ページですが、「労務費等の適切な転嫁の実施状況フォローアップ調査」でございますが、実際にどれくらい価格転嫁が進みましたかということで、下請に対して発注する側については、おおむね 8 割以上が反映していると。受注側、受けるほうですけれども、お願いしておおむね反映されたというのが半数を超えるような状況になっております。今、発注者側も理解がだんだん進んできているという状況ではあります。

次の 6 ページでございますが、CCUS の普及に向けた取組ですが、以前から全建では「地域ぐるみ CCUS 普及促進プロジェクト」ということで、都道府県協会単位で普及促進に努めております。全建としては研修会で制度説明等をやっております。

そういった取組を進めておりまして、最後の 7 ページをご覧ください。建設 G メン通報制度、これは荒木会長の岡山県建設業協会の取組でございますが、一番下の「スキーム」にありますように、県協会の会員企業から県協会本部に通報してもらって、その通報してもらったものを中国地方整備局に通報してもらって、それで G メンに動いてもらうという仕組みをセットしております。中国地方整備局と協会の間で、こういうやり方でやりましょうという話合いを持って進んでいるということでございます。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

続きまして、全国中小建設業協会の土志田領司委員からお話をお願いいたします。

○土志田委員 全中建の土志田でございます。資料は、申し訳ございません、ございません。全中建の取組といたしまして、第三次・担い手 3 法が完全施行されてからの地方公共団体の状況について触れさせていただきたいと存じます。また、常日頃、国交省の皆様、また、本日ご参加の委員の皆様には大変お世話になってございます。

まず冒頭、14 年連続で設計労務単価を上げていただいたことに御礼申し上げたいと思います。この数年、休日も含めて、大変大きくさま変わりしつつある、これが民間の小さな工事現場にも浸透しつつあるということをお知らせしておきたいなと思います。また、今般、特にその中で、中建審で取り上げて実現した民間建設工事標準請負契約約款を基に契約がなされるよう、日建連さんのリーダーシップの下、パンフレットをお作りいただいて、このパンフレットには国交省さんと元請 3 団体の連名ということでリーフレットを作って公開されました。今後、発注者の理解が得られることに期待申し上げているところでございます。

さて、取組ですが、昨年末、12 月 24 日に全中建傘下の会員団体が、ある政令市へ要望活動を行いました。全中建本部も同行させていただいて、担い手 3 法が完全施行され、発注者として「覚悟と責任について」をテーマに意見交換いたしました。

労務費の行き渡りについてであります。適正な労務費が公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間・元下間の全ての段階において確保され、技能者へ行き渡るために、発注者としてどのような対応をお考えなのかという問いに対しまして、お答えは「労務費の

行き渡りは重要であると考えております。当市の公契約条例に定めてある労務費を適切に支払われていると認識しております。今回勧告された労務費の基準と比較し、実施に向けて検討を始めた他の団体の状況や県の指導を踏まえての対応を勉強して検討しております。この場で状況を回答することは難しい」というお答えでございました。

次に、受注者の見積書の内訳明示の尊重についても問いました。改正建設業法において、受注者は工事の請負契約を締結する際は、工事内容に応じ、材料費・労務費を、施工のために必要な経費の内訳を作成するよう努めなければならなくなりました。一方で、発注者は、見積書を提出した受注者に対し、工事の施工をするために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならないことになりました。例えば、設計変更による契約において、限度額を設定しての契約は、通常必要と認められる額を著しく下回るような変更を求めてはならないということになりましたが、今後のご対応はいかなのでしょうかということをお尋ねしたところ、回答として「法律が施行されましたので、事業者の皆様にはお知らせしますが、4月1日から新しい工事費の内訳書の取扱い、労務費のダンピング調査についても実施に向けて検討しているところです」。

次に、品確法に定める地域建設業が持続可能となり、災害時の地域対応力の強化に向けての取組についての対応、主として競争入札の公平性とのことで、建設業協会にも加入しないスタートアップ企業が多数入札参加することにより、結果、くじ引き入札となるのが現状です。地域の担い手確保の観点から、競争参加資格や総合評価においても災害協定等の社会評価を適正に実施していただき、地元企業を育成し、持続可能な建設業とするように入札制度の検討をお願いしたいということで、そのお答えが「建設業以外の業種においてもくじ引き入札が多く、改善するよう要望がほかからもあった」ということで、建設業も含め検討を始めたところでありますというお答えでございました。

このように、「法律が施行されたので、内部で検討している」「県の指導を受けて、他団体の状況を見て検討したい」との回答ばかりで、実質ゼロ回答というのが現状でございます。せっかく国が商習慣を変えるよい制度をつくっていただいたにもかかわらず、地方公共団体が周りを見ているだけで実質対応できないのが現状です。我々中小建設業としては、この制度は本当に実効性が伴っているのか疑心暗鬼となります。業界として速やかな対応を願っております。実効性を確保するためにも、国からの積極的な指導と周知に努めていただきますようお願い申し上げます。

令和6年9月10日、第1回ワーキングから本ワーキングの間、1年半かけて真剣に議

論してきたことも、地方公共団体においてこのように理解が進んでいないという現状があることを、ひとつここでお聞き留めいただきたいということで発表させていただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

続きまして、建設産業専門団体連合会の岩田正吾委員からお話をお願いいたします。

○岩田委員 建専連の岩田です。よろしくお願い致します。

まず、標準労務費の取組についてですけれども、12月に労務費に関する基準、標準労務費が公表されて、このルールにのっとって労務費相当額が職人に行き渡るようにという周知を、お手元にある資料のとおり、周知会を行ってまいりました。また、6月後半から全国を回って、さらなる周知をしていく予定であります。

これまで回った全国の声として、サプライチェーン全体で取り組んでいると。周知を建専連としてしているけれども、実際は違ふと。工事発注責任者とか現場の所長とか、標準労務費の重要性ということが全然伝わっておらず、相当な温度差があつて、安いところに出すという価値観からまだ抜け出せていないと。下げないと発注しないよという圧力は相当に強い状況にあります。

また、設計労務単価をベースに見積りをするのではなくて、現在受注者が賃金として払っている単価、また、これから払おうとする単価を見積りのベースとするように指導している元請もあり、これまでの議論や、過去に仕事量が減少して壊滅的な安値競争に陥ったという教訓が全く生かされておらず、標準労務費が正しく早急に運用されないと、前向きに取り組んでいる企業から潰れてしまうのではないかというような強い声が上がっております。

現状、工事量が激減しておりますので、相当暇な状況にある現在、労務費に関する基準を絵に描いた餅としないよう、運用の実効について、早急に、かつ強力に指導をお願いしたいと思います。

問題点として感じるところは、標準見積書において、労務費の単価を設計労務単価をベース、設計労務単価並みとするような理解が全然ない、そのような元請さんがいない。それと、雇用に関わる経費は企業によって違うので、それは競争の範疇だという理解をされているので、経費がかかっていく企業ほど競争に負けるということになって受注機会がなくなるので、ダンピングをしてでも取らざるを得ないという声が実情としてあります。

あと、雇用に関わる経費が今回 48%ということで非常にありがたいのですが、これは質問なのですが、どこへの調査で 48%になったのかなど。我々に聞いて 48%が平均値だったのか、元請さんに聞いて 48%だったのか、これによって我々の元請さんに対する折衝も変わっていくと思いますので、この辺、後ほどでもお答えいただければと思います。

以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

最後に、全国建設労働組合総連合の長谷部康幸委員からお話をお願いいたします。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。本日は、ご説明の機会を頂きましてありがとうございます。

資料 2-4 の 2 ページをご覧になっていただきたいと思いますけれども、一昨年、全建総連として持続可能な建設業に向けた 100 万人国会請願署名に取り組みまして、参議院で採択いただいて、歴史的成果を勝ち取ることができました。その成果を仲間の確信とするため、物価高騰を上回る賃上げの実現、第三次・担い手 3 法の具体化を図ることを最重点課題として、建設従事者の賃金・単価の引上げ、処遇改善、働き方改革対応、CCUS 利活用等をさらに前進させ、担い手確保・育成の環境整備等を実現し、持続可能な建設産業への転換を目指すために、全建総連としまして「賃上げチャレンジミッション」という運動を提起して、全国的な取組を進めております。全ての立場・丁場における共通の具体的手順・方法などを明確に示すことで、組合員が要求・請求・交渉の具体的一歩を踏み出すことができる環境づくりを推進し、具体的成果の獲得を目指して今取組を進めております。

3 ページに「全ての丁場（町場・住宅企業現場・野丁場）共通で取り組むべきミッション」、併せて労働者・一人親方・事業主、それぞれの立場で取り組むべきミッションを示しております。主には CCUS 登録やレベル判定の推進、就業履歴蓄積の環境整備ですとか、国交省さんにもお力添えいただきまして、労務費・必要経費等を明示した標準見積書、全建総連版として、一人親方向けと小規模事業者向けの 2 種類の標準見積書のフォーマット・書き方ガイドを作成して、組合員に周知を図っております。また、コミットメント条項を入れました全建総連版の請負契約のひな形も作成しておりまして、それを活用した請負契約の締結という取組もしております。あわせて、建退共加入の推進も、それぞれの立場の組合員に対して図っているところでございます。

5 ページですけれども、総合組織として組合員の賃上げチャレンジミッションの環境づ

くりの後押しということで、組織内では第三次・担い手 3 法、労務費に関する基準、CCUS レベル別年収等の周知・学習を随時図っておりまして、昨日も全建総連主催で「賃上げチャレンジミッション推進！大学習会」を開催し、オンラインで約 800 人を超える方に参加していただいて学習会等を開催しております。また、全建総連として、第三次・担い手 3 法ですとか「賃上げチャレンジミッション」の解説の動画やリーフレット等を作成しております、それらの資料を使って、今、学習・周知の取組を進めております。動画につきましては、全建総連の YouTube 等にもアップをしておりますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

あわせて、組織として担い手 3 法の具体化をしっかりと図っていくということで、労働協約締結の実践推進ですとか、地域では公契約条例制定運動の強化等を図っております。また、住宅分野では、一般消費者、個人の施主への労務費基準や CCUS レベル別年収への理解が非常に必要不可欠な状況になっておりまして、組合の運動や取組と結合して、一般消費者等に対しても、建設技能者の処遇改善、担い手確保・育成、担い手 3 法など、CCUS レベル別年収のこととか、周知を図っております。

資料の 6 ページ・7 ページに、全建総連版の小規模事業者向けの標準見積書の簡単な説明資料を載せさせていただいております。

8 ページ・9 ページが一人親方向けの標準見積書ということで、それぞれしっかり材料費・労務費を明示して、そこに法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費、諸経費等それぞれシートに入力して、必要事項を内訳明示した鑑（かがみ）シートというものを出力して、根拠を持って労務費に関する基準に基づいた労務費等を明示した見積書の作成をしっかりと進めていこうということで、今まさにこの取組を進めさせていただいております。

10 ページ以降は全建総連で作成しております担い手 3 法に関連した資料等を載せさせていただいておりますので、お目通しいただければと思います。

以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。各団体からの発表については以上となります。白石委員、山崎様、土志田委員、岩田委員、長谷部委員におかれましては、発表をありがとうございました。

続きまして、「今後のフォローアップに向けた取組方針」、続いて「継続検討とされた事項に関する取組方針」について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○石井補佐 事務局でございます。資料 3「今後のフォローアップに向けた取組方針」に

沿ってご説明させていただきます。

資料の1ページ目でございます。フォローアップは、これまでのワーキングあるいは中
建審の総会においてもご指摘いただいていたところございまして、しっかり取り組んで
いく必要があるということでもあります。基準本文にも、フォローアップを踏まえて今後の
見直し等も行っていくということを記載させていただいております。

ワーキングの中で、特にフォローアップという観点でいただいていた議論の主なものを
整理させていただいたのが中段でございますけれども、建設キャリアアップシステムのレ
ベル別年収等をしっかり現場従事者の適正賃金としていくために、効果検証とかを引き続
きこのワーキングで論議していただきたいということですか、あるいは民間工事におい
て、おおむねどの程度労務費がアップするののかという試算だとか、その数値が我が国の建
設市場にどう影響を及ぼすのかということをしっかり把握してほしいというようなご
意見も頂いていたところであります。また、これはそれぞれの立場でいろいろご議論いた
だいていたところですが、1つ取り上げるとすると、自分（発注者）としては既に適切な
労務費を払っているつもりだけでも、最終的に技能者に賃金が行き渡らない状況につい
て、重層下請構造というものが大きく要因しているのではないかと。その中で、どこに課
題があるのかとか、その解決方を議論しないまま労務費の確保のみを進めても、この
ワーキングとか全体の施策の大本の問題意識である建設投資が滞ってしまうのではないか
というようなご指摘も頂いていたところでございます。

そうしたご議論等も踏まえて、「フォローアップの実施に向けた論点（事務局想定）」
ということで下段に記載させていただいております。ここまでご報告させていただいたも
の等も含めてですが、労務費等を内訳明示した見積書の取り交わしとか、今回の制度改正
によって図ることとされた新たな商習慣がどの程度定着しているかをまず把握するのが
ベースのフォローアップとして一つ。それに加えて、新たな商習慣定着の結果、建設
市場に生じている影響ですとか、どこに行き渡りのボトルネックがあるかをどうやって把
握していくかが一つの論点かと思っております。また、施策の目的である、主に賃金面
での技能者の処遇改善状況の把握に向けて、基準の中で CCUS レベル別年収を適正年収
として払っていくことを目指しましょうということを確認していたわけですが、その中で、
マイクロレベルで個人の CCUS レベル別年収が払われているかどうかをどうやって把握
できるかということは一つの課題かと思っております。

2 ページは既存調査で把握されている状況ということで、「社会保険の加入及び賃金の

状況等に関する調査」を毎年やってございますが、この中で、労務費をちゃんと見積もれていますかとか、それで受け取れていますかということのを少し定性的に聞くということはこれまでもやっているところですが、これをなかなか直接次の施策に生かしづらみたいなどころもございますので、こういった把握も進めつつ、ちゃんと内訳明示できているかとかを聞くのは有効だと思うのですが、それに加えた把握も必要かと思っております。

3 ページに今後の取組方針ということで記載させていただいておりますけれども、既存の調査の中で、しっかり内訳明示していますかとか、そういう行動に関する質問、アウトプットの質問とかは引き続き行うということですか、これは実効性確保策に対応して記載させていただいておりますが、自主宣言をしっかりとっておられるかとか、その状況を開示するというのは、いつでもホームページで見られるようにしてございますし、ダンピング調査をやっているかということは既存調査でも調べてまいりますし、Gメンの活動状況とかをしっかりと示していくと。こうした既存の調査、あるいはそれに新規に項目を追加する調査はやっていくということですが、新規に3つほど調査を立ててやっていきたいと考えてございます。

入口と出口に分けてということですが、4 ページに新規の調査の実施方針ということで記載させていただいております。1 つが「適正労務費」の取引への反映状況等に係る実態調査」ということございまして、先ほどのこれまでのご議論の中の2段目に記載していたものの反映ということでございます。従前の調査ですと、直前の工事でちゃんと労務費を確保できていたかみたいなどころしか聞いていなかったのですが、今回、基準値ということで、標準的な施工条件とか作業内容を幾つかの工種については特定することができたということですので、その工種あるいは作業内容・施工条件という中で基準値と比較してということはできると思いますので、そうした一定の工事において、労務費とか工事総価というところで推移がどうなっているか、状況がどうなっているかということ把握する調査ができればと思っております。

次ですけれども、「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査」ということございまして、これは幾つかの工事をピックアップした上で、見積りから賃金の支払いまでをフォーカスして、どのようになっているのだろうかということ、少しヒアリングベースに近いところがあるかと思っておりますけれども、そうした個別の把握をしていく。一方、公共か民間かとか、土木か建築かとか、あるいは住宅か非住宅かといったことによっても傾

向とか課題は異なるかと思っております。どこまでできるかというのはあるのですけれども、そうした違いも考慮しつつ、ピックアップして調査することができればと思います。

最後に、右側の「CCUS レベル別年収の支払い状況に係る実態調査」ということでございまして、賃金の支払い状況ということで言うと、後ほどもご紹介しますマクロレベル、全産業平均での賃金はどのくらい、建設労働者平均の賃金はどのくらいということは統計上出ているものはあるのですけれども、実際ミクロでどう払われているかを把握するということ、任意の企業にご協力いただきながら、賃金台帳とか出勤状況——当然、半年しか働いていない人にレベル別年収がしっかり払われるべきかということ、それは必ずしもそうではないということだと思っておりますので、そうした状況も含めて、どういうところに課題があるのか、それを改善していくためには当然能力評価を進めていくことは必要だと思います。そうしたことも含めて調査することができればということでございます。

こうした方針の中でフォローアップ調査を行っていく。来年度、調査を行って、その結果をフォローアップの結果としてご報告するという方針で進めてまいりたい、この方針についてご審議いただきたいということでございます。

次に資料4でございます。

○山影調整官 お手元に資料4をお願いいたします。建設業課の山影でございます。

まず、「継続検討とされた事項に関する取組方針」ということで、1 ページ目からは、デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度について、取組方針を少し説明させていただきたいと思っております。

2 ページをお願いいたします。2 ページは、この情報提供制度についての労務費に関する基準の該当部分の抜粋と、その下にこれまでのワーキングで頂いたご意見を幾つかご紹介しているところでございます。情報を集めた後の仕組みが大事ではないかといったことですか、技能者の負担ですか、通報者個人を守るということの重要性、それから、速やかにこういう窓口をつくってほしいといったご意見があったところでございます。

1 ページ飛んでいただきまして、4 ページ目に進んでいただければと思います。この情報提供制度の構築に向けまして、こちらは令和7年度の建設業関連の補正予算の資料ですけれども、赤で囲っておりますように、この情報提供制度の構築に向けた調査・検討の費用を確保したところでございます。

については、5 ページ目に進んでいただければと思います。上の箱の部分に書いておりますけれども、この補正予算を活用いたしまして、情報提供制度の構築に向けた調査・検討

業務をスタートさせていきたいと考えているところでございます。この資料の中ほど、「基本的な考え方」というところに、少し構築に当たっての基本的なコンセプトをまとめさせていただいております。1 つ目の四角にありますように、労務費に関する基準では、CCUS レベル別年収の標準値を下回る支払い状況の事業者について、特に重点的に確認していくという形で位置づけられたところですので、2 つ目の四角にありますように、このシステムのコンセプトといたしましては、情報提供された賃金が CCUS レベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定して、G メンに提供して、端緒情報として活用していく、そこを基本的なコンセプトとして調査・検討を進めていきたいと考えているところでございます。

6 ページ目に進んでいただければと思っております。(2) に記しておりますのが、この調査・検討の中でどういった項目を検討していくのかということございまして、まず①にありますように、どういう形で情報提供を受けて、その情報を精査して、端緒情報として使って指導・監督につなげていくといった全体フローの検討ですとか、②にありますのは、要は利用しやすいようにといったシステム自体の設計・構築を検討していくということ。それから、③に記しておりますのが、開発や運用のコストですとかスケジュールについて、この調査事業の中で検討していくということ。それから、④でございましてけれども、後ほどまた補足させていただきますけれども、この調査・検討の中で試行みたいなのをやることで、本格運用へフィードバックしていくということも進めていきたいと思っております。

7 ページ目と 8 ページ目は少し細かい資料になってはいますが、7 ページ目と 8 ページ目に記しておりますのが、今申し上げた 4 つの項目について、この調査・検討業務で具体的にどういうところを考えていくのかということをもとめた資料でございます。例えば、7 ページ目の①の (1) が「技能者からの情報提供」の部分ですけれども、「考え方」の 2 つ目の矢羽根にありますように、利用しやすい仕組みにするということで、情報提供の際、やはり負担軽減が重要であるということですか、あくまでも端緒情報として活用していくということを捉えて、過度に真正性を求めないということでしょうかといったこと。それから、3 つ目の矢羽根ですけれども、情報提供者の保護が大変重要でございますので、秘匿を希望するかどうかの確認をしていくといったこと。

それから、点線で囲っておりますのが、具体的にどういう情報をどういう形で受け付けるのかということございまして、やや細かくなっておりますけれども、例えば「検討事

項」の1つ目のポツにありますように、CCUS レベル別年収と比較していくという意味では、「年収」という数字を入れてもらうのがよいかどうかということ。一方で、2つ目のポツですけれども、日給の技能者さんも想定されますので、そういう場合には「日給」と「勤務日数」といった数字も入力できるようにするべきだというあたり、下にいろいろと書いておりますけれども、いろいろと検討項目を書き出して調べて調査・検討を進めていきたいと思っております。

それから、8 ページ目ですけれども、②のところにつきましては「システムの全体設計・構築に係る検討」ということで、例えば(1)にありますように、利用しやすさという観点からプルダウン方式にしたほうがよいのではないかとしたことですか、多言語対応やスマホでの利用を可能にするといったあたりについて、システム的设计として考慮して検討を進めていきたいと思っております。

このページの一番下の④でございます。試行の話をお先ほど少しさせていただきましたけれども、(1)の1つ目の矢羽根でございます。もともと、この情報提供制度につきましては、令和9年度に試行運用するというようにしてございましたけれども、これを少し前倒しして、来年度の調査・検討の中で仮システムを構築して試行運用して、そこで出てきた課題などをまた本格運用に向けた検討に反映させていくという形で進めていきたいと考えているところでございます。

9 ページにお進みいただければと思います。今申し上げたあたりにつきまして、スケジュール的に落としたものがこの資料でございます。下のグラフの①ですけれども、「全体フローの検討」ということで、実際に情報の提供を受けて活動していく整備局ですとか、そういった関係機関へのヒアリングを進めながら業務フローの検討を進めていきまして、それと並行して、②ですけれども、システム内容の精査もしていきたいと思っております。また、一番下の④ですけれども、こうした①②の検討と並行しながら試行運用版のシステムもつくって調べて、これを年度内に回してみても、そこで出てきた課題とかを②のシステム内容の検討ですとか、③のコスト・スケジュールの検討に反映させていくことで、本格運用に向けた調査・検討を実施していきたいと考えているところでございます。

10 ページ目・11 ページ目につきましては、ホットラインですとか厚労省の通報制度の資料をつけさせていただいております、こういったものも参考にしながら調査・検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、13 ページ目からが、悪質な事業者や事例の「見える化」についての取組

方針につきまして資料をつけさせていただいております。

14 ページ目に目次的なものをつけておりますけれども、本日は、まずは現行の中でも事業者を公表するというをやっておりますので、新しいものも含めてご紹介させていただきながら、3 番ですけれども、少し他制度も勉強してまいりましたので、そのあたりもご紹介した上で、最後に対応の方向性についてお話しさせていただければと思っております。資料のほうはかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

15 ページ目ですけれども、こちらについては、労務費に関する基準の該当部分の抜粋と、これまでワーキングで出てきたご意見、抑止効果が期待できるのではないかとといったことですか、制裁的なものと法律上の根拠や手続の整理が必要ではないかとといったこと、それから、立場の弱い事業者への配慮をというようなご意見を頂いたところでございます。

資料は飛んでいただきまして、17 ページ目にお進みいただければと思います。まず、現行制度でも建設業法の中で事業者名を公表するというをやっておりますので、そのご紹介でございます。上の箱の 1 つ目の黒丸ですけれども、建設業法では、監督処分を行ったときには公告しなければいけないということになっておりまして、具体的にはこの資料の下側につけておりますように、許可行政庁のホームページのほうで会社名ですとか処分理由を公表するというを既にやっているところでございます。

それに加えて、18 ページ目・19 ページ目におつけしておりますのが、国土交通省のほうでネガティブ情報の検索サイトというものを構築しておりまして、過去の処分歴についても、こうしたサイトの中で検索していくことで、事業者名も含めて公表することができるような仕組みとなっているところでございます。

それから、資料は飛んでいただきまして、22 ページに進んでいただければと思っております。新しい取組ということでご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、今年の 1 月に「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」というものを公表させていただいたところでございます。こちらは、法施行のプレ調査的に、建設 G メンのほうで労務費に関する契約の調査を進める中で、法施行後となればアウトになるような行為事例につきまして、分類しながらまとめた取引事例集を 1 月に作成したところでございます。

その一部、23 ページ目に少し事例をつけさせていただいておりますけれども、例えば単価を見直さないといったことですか、あるいは合理的な理由がなく一定比率で減額を

行った、そういったものについて事例も交えながら、こういうものは不適正な取引行為になるということで注意喚起を図っているものをまさに1月に公表したところですので、こうした場でご紹介させていただきました。

それから、24 ページ目からですけれども、他制度における公表の仕組みについても、今回のワーキングに当たりまして研究してまいりましたので、ご報告したいと思っています。

24 ページ目につけておりますのが、今回調査してきた他制度でございまして、取適法に基づく勧告、独占禁止法に基づく勧告、それから振興法に基づく価格交渉促進月間フォローアップ調査について調べてきましたので、ポイントをご報告させていただければと思っております。

まず、26 ページ目ですけれども、こちらは取適法に基づく勧告の公表の例をおつけしてございます。取適法では、勧告を行った場合に、建設業法と同様に事業者名ですとか違反事由について公表しておりますけれども、それに加えて、右下におつけしているように、どういった事例だったのかというものを、イメージとか写真も交えながら、こういうものを併せて公表することで広く注意喚起を図っているということが判明したところでございます。

また、関連しまして、28 ページ目にお進みいただければと思います。こちらは独占禁止法に基づいて、課徴金処分に至らないようなケースについて警告を行っております。その警告の公表例ですけれども、こちらについても、事業者名と事案の概要に加えて、イラストを交えて、どういう事案だったのかということ併せて公表することで注意喚起を図っているということが分かったということでございます。

次に、29 ページ目からが、中企庁が行っております価格交渉促進月間フォローアップ調査につきまして私どもでも調査してまいりましたので、その内容をご報告した資料でございます。上の箱の1つ目のポツ、2つ目のポツにありますように、こちらは中小企業の方にアンケートを行って、10社以上の中小企業から主要な取引先と挙げられた発注側の企業につきまして、中小企業側の回答を点数化して4区分に整理して、企業名と一緒に公表するという仕組みになってございます。

30 ページ目に進んでいただければと思いますけれども、具体的には回答についてあらかじめ配点しておきまして、その平均を取ってア・イ・ウ・エという形で公表するというところでございまして、31 ページ目・32 ページ目に、実際に公表しているリスト、建設業

者のものを抜粋しておりますけれども、そういう意味でいいますと、この調査につきましては、要は回答が悪いものだけではなくて、よいものも含めて全て公表するというやり方をやっているということでございます。

これにつきまして、33 ページ目に進んでいただければと思います。この際、中小企業庁からも聞き取りを行ったところでございますけれども、33 ページ目の 3 つ目の四角ですけれども、この調査につきましては制裁ということではなくて、取引先企業からの評価を把握させて自発的な改善につなげていくということございまして、そういう意味で制裁ということではないので、状況のよしあしにかかわらず一律に回答結果を公表する、そのようなことをしているということを知り取ってきたところでございます。

続きまして、34 ページ目でございます。こちらのワーキングでも法的な根拠等につきましてご示唆がございました。学説等を調べてみますと、確かに情報提供を超えて制裁を目的として公表する場合には「根拠規定や事前手続が必要」とする学説がありましたので、こういった点についても留意が必要ではないかと思っているところでございます。

最後に 36 ページ目でございます。こうした他制度も勉強した中で、今後の対応の方向性ということでございます。

まずは 1 番ですけれども、先ほどご紹介した取引事例集ですが、1 月に公表したばかりですので、まずはこの周知徹底を図っていくということと、これから法施行後、本格的な調査をしていきますので、引き続きこの事例集について充実を図っていきたいと思っております。

それから、2 番ですけれども、先ほどご紹介したように、他制度では処分の公表に併せてパワーポイント形式的なもので注意喚起を図っているということも分かりましたので、これを取り入れまして、今後まずは大臣許可業者に対する労務費に関わるような監督処分につきましては、こういうものも併せて公表することで一層の注意喚起を図っていくことをしっかりやっていきたいと思っております。

最後は下の部分ですけれども、他制度を参考にした仕組みにつきましては様々な論点がございまして、引き続き検討を継続していきたいと考えているところでございます。

○石井補佐 資料 4 の最後ですけれども、ロードマップということでございます。

38 ページをご覧くださいと思いますが、昨年 6 月の第 8 回ワーキングのときに、実効性確保策の議論を一巡させた際に、ロードマップを整理してお示しさせていただいたところでございます。その後の議論あるいは基準本文において、全産業平均値を相応

に下回っている技能者の賃金の現状を他産業並み以上の水準に処遇改善を実現していくことを各委員から強くご指摘いただきまして、そうした目標の中でやっていこうということを確認していたところでございます。そのほか、時系列の変化を含めてロードマップを改定していこうということでございます。

39 ページ、現在の賃金推移ということで、全産業平均 527 万円に対して建設技能者は 443 万円というところが現在地でありまして、直近の数字は数日前に公表されたところでございますが、少し縮まってはいるものの、建設技能者のほうが全産業平均より伸びているという現状はありますが、大きく差がないと。15%ほどの差があるという現状でございます。

それもあって、40 ページでございますけれども、ロードマップ改定の案ということで、令和 8 年度はしっかり新しい制度の周知をやっていくことを中心に一覧を記載させていただいてございます。恐縮ながら全てご紹介させていただくことは控えますけれども、特に、本日の説明資料には入れてございませんけれども、先ほどの日建連さんからのご説明の中の提案にもございました、しっかり賃金を払っている評価の仕組みということで、処遇優良事業者証の話が実効性確保策の議論の中でもありましたが、こちらについて新年度はしっかり議論していくということと、次回以降のワーキングという意味で申しますと、そうしたことでか新しい職種での基準値に関して、今年の秋以降、皆さんにもう一度お集まりいただいてご議論いただく機会を持ってもよいのかなと思っております。また、フォローアップに関しては年度を通して調査を行って、来年の今頃か、その結果がまとまった時期に結果をご報告して、その後の新しい施策の検討をしていくというような進め方で議論できればと思っております。

資料についての説明は以上ですが、1 点、岩田委員から先ほどご質問いただいていた点に対するご回答ということで、まさにこのワーキングの議論でもあったと思うのですが、要は実際レベル 1 の人が多いからとか、おまえが払っている賃金が安いからということで、見積りの段階の労務費を下げるということは、これまでの議論の精神とは違うものであると思っております。具体的に申せば、おまえは賃金をこれしか払っていないから労務単価は要らないよなというような交渉は、見積もる側変更依頼をする側双方で業法違反のおそれがあるということで、実際に違法になるかどうかは個別の判断になると思いますが、そうした精神の中で議論されてきたものだと思います。

○小川推進官　ご質問で 41%・48%というお話がございました。本ワーキングでもご指

摘いただきまして、今年、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の資料として、必要な経費は 48%であるということをお示しさせていただいたところでございます。先ほど調査の対象というお話でしたが、こちらは経費の動向の調査を行っていますが、元請企業、下請企業の双方を対象にした調査でございます。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

ただいまから討議に移りたいと思いますが、最後の職種分野別の労務費の基準値（案）についてのご報告の時間も取りたいと思いますので、11 時 50 分ぐらいまでを討議の時間に充てたいと思います。

それでは、ただいまの事務局からのご説明、それから各事業団体様から頂いたご発表、全てについて、ご意見・ご質問をお受けしたいと思います。挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木委員 不動産協会の佐々木でございます。ご説明ありがとうございました。

私からお願いということで、資料 3 の 4 ページ目、「新たな実態調査の実施方針（案）」のところで、真ん中の「「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査」ということで、ここは今回の法改正の目的から照らすと非常に大切な調査であるなと思います。発注者の立場からしても、ここはしっかり調査いただければと思いますので、まずは数件程度の工事を実施するというご提案いただいていますけれども、その調査の結果によっては、継続的にやるとか、複数回やるとか、範囲を拡げてみるとか、ここはしっかり調査していただくということをお願いしたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。前段のご報告のところ、資料 1-2 で直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握につきまして、労働時間のほうは日報で調査されているというのをお示しいただいているのですが、賃金はどのような調査方法で把握されたのか教えていただければと思います。

あわせて、今の資料 3 ですが、フォローアップ調査につきましては、請負契約における新たなルールの導入の徹底、行き渡り等を進めていくためには、お示しいただいている各実態調査におきましては、民間建築工事現場ですとか住宅工事現場での、特に二次下請以降や一人親方での実効性確保が重要かつ必要と認識しておりますので、実態調査に当たっては、その点を特に意識・考慮した方法での調査実施が望ましいと考えます。

公共工事での労務費ダンピング調査について、既に取り組を始めている自治体等もありますが、まだ少数であると認識していますので、入契法とか品確法を根拠に、国交省として各地方自治体への労務費ダンピング調査実施結果公表について強力に推し進めていただきたいと思います。

資料4のほうですけれども、デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供につきましては、まさにこの制度が第三次・担い手3法、労務費の基準、CCUSレベル別年収の実効性を確保する上では非常に重要であると認識しております。情報提供を行った技能者の保護が最重要課題であり、そこが明確に保証されなければ制度そのものが成り立たないと考えます。そのためには、ぜひ労働組合等からの情報提供を受け付けていただくように、位置づけ等の明確化を検討していただきたいと思います。

また、一人親方・個人請負者につきましては、このワーキンググループの中で駆け込みホットラインのほうへ情報提供をお願いしたいということでしたが、労務請負のみの一人親方で日単位で請負金額が決められている、いわゆる常用請負等の一人親方は労働者性が高いと認識しております。国交省では、一人親方の雇用と請負の明確化のために、働き方の自己診断チェックリストを作成いただいておりますけれども、こうした適正な一人親方に向けた施策を推進していくためにも、一人親方・個人請負者であることを理由に、一律に技能者からの賃金情報提供制度が使用できないということがないように、一人親方からの情報提供も受け付ける制度設計としていただきたいと思います。

実効性確保のロードマップ案につきましては、公共工事でのコミットメント導入をお示しいただいておりますけれども、導入に当たっては、サプライチェーン全体での実効性確保策の観点から、コミットメント条項(A)の導入推進が必要と考えます。民間工事では、発注者・施主への労務費基準・CCUSレベル別年収等の理解が必要不可欠です。特に住宅現場では、個人の施主への理解を求めることが非常に困難であるとの生声が現場から多く寄せられております。一般消費者・民間発注者への労務費基準・CCUSレベル別年収のさらなる周知徹底の具体策等をぜひ検討いただきたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

もう少しお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○泉川様（渡辺（直）委員代理） 松戸市でございます。本日は代理出席となっております。よろしく申し上げます。

市の中で、今回事前に頂いた資料の確認は行ってまして、まず、資料3の労務費ダン

ピング調査について、国交省さんから示されている方針について、こういう方針でやっていくことについては特に異論はございません。

先ほど佐々木委員からもありましたが、行き渡りのボトルネックに係る実態調査につきまして、公共工事とありますが、これは国交省さんの工事でまず取り組まれるのか、それとも地方公共団体の工事でもやるのかというところを確認したいのと、もし地方も対象に行うということであれば、慣れない調査になりますので、ぜひフォローをお願いします。

それと、資料 4 のロードマップについて、以前のロードマップでは、この資料では 42 ページに令和 7 年 6 月の第 8 回ワーキングが提示されておりますが、「内訳書の合理的な確認手法の確立」というところがありました。それが今回の 40 ページでは記載がないのですが、これは今、国交省さんのほうで継続してシステムを活用した労務費の確認が行われているということでしょうか。これは市の内部の話になってしまうのですが、今、コミットメント条項を、約款を改正して入れるかという検討をしているところでございます。その際、約款において、発注者及び受注者が請負代金内訳書に明示されている労務費が適正であるか確認すると記載されていますので、これを確認するに当たって、内訳書の合理的な確認手法は必要になってくるのかなと思っていますので、こちらは継続されているかということをお教えいただければと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

岩田さん、手が挙がりましたか。

○岩田委員 ちょっと問題点というか、皆様のご意見を頂きたいことも含めてなのですが、先ほども申し上げましたけれども、雇用にかかっている経費についてなのですが、ここを競争の範疇に入れるかどうかということで、総額で最終基準、社会保険に入っている、そのようなことを満たして安いほうを選ぶんだということを正にするならば、経費がかかっている、処遇改善をしているところは非常にしんどくなるので、ここを元請さんから「安いほうじゃないのか」と問われたときに、我々としてどのように対応していったらいいのかということも含めてご意見を頂ければということが 1 点。

あと、設計労務単価のレベル別年収への振り分けの話が先ほどございましたけれども、元請さんによっては設計労務単価のレベル別年収の振り分けは目標値だろうと。なので、標準値以上を払ってくださいよということは、「ピンはねやないか」と言ってくるような元請さんもおられます。ですので、発注者の方にもお聞きしたいのですが、ここに対してどのようなお考えがあるのかということ。

それと、標準労務費を払っていかうではないかという元請さんが払った場合に、やはり我々はいろいろな工事をやっていますので、この元請さんはもらえるけれども、この元請さんはもらえないということになると、その割合によって年収を払えないということになってしまう。まだ理解してもらえない元請さんからもらえていないので上げられないんですといった場合、払っている元請さんからすると、非常に不公平だ、それを早くどうかしてくれよという声があるということ。

それと、先ほどの実態調査についても、私もどんどんやっていっていただきたいなと思うのですが、これも同じで、公共工事では先に進んでいて民間工事では進んでいない場合、公共も民間もやっている業者もおりますので、そういう場合、年収を全体として上げられるかという、なかなか上げられない。公共はもらえたけれども民間でもらえていないということもあるので、実態調査の結果に関しては、そういう実情もあるということを念頭に置いていただきたいと思います。これでご意見を頂ければと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

では、ご質問も幾つか頂いておりますので、一旦ここでお願いしたいと思います。

○石井補佐 総じてこういう方向でやってほしいということで頂いたご意見に関しては、その方向でやらせていただきますという前提で、ご質問で言うと、特に松戸市さんから頂いていたところで、フォローアップ調査の行き渡りのボトルネックのやつは直轄だけでやるのかということでしたけれども、これは自治体の工事とかも対象にしてやっていくと思っているのですが、調査対象工事として自治体工事を含むという趣旨のもので、調査自体を「自治体、よろしく」という形で丸投げするという趣旨ではなくて、我々が令和8年度の予算を頂いている中で、委託先と連携しながら幾つかの工事ですら実際に施工に関わっておられる方々にヒアリング等をしていっていただくということですので、そのフィールドを提供していただくという意味で「自治体も含む」という意味で、調査自体を投げするという趣旨は入っていないというところであります。

あと、システムのところは後に回します。

岩田委員からのご質問は、我々が答えるより委員間の議論にしたほうがいいですかね。そういうことにして、ただ、立場としては、もらえようがもらえまいがちゃんと払うべきというのは、もともと全体の議論としてはあったと思うということは事務局としてはコメントさせていただければということと、あとは入企室のほうからですかね。技調さんなのか分からないのですけれども、もともとロードマップに当時書いていたシステム検討の状

況でもし何か言えることがあればお願いしたいのですが。

○高橋室長 システムの関係でございますが、もともとシステムをつくらないと労務費の詳細について抜き出して比較ができないのではないかという懸念があったので、システムの検討は以前の資料にも書かせていただいております。いろいろと自治体さんへのヒアリング結果や、関係する公共発注者の状況を見ていると、必ずしもその必要がないので、今回の資料からはそれを落としております。システム整備の必要性については引き続き検討はしたいと思っておりますけれども、必ずしも全部必須のものとは思っていませんので、そういった整理をさせていただきました。

○山影調整官 建設業課の山影でございます。長谷部委員から情報提供制度につきまして2つ意見を頂きました。いずれも間口を広くしてほしいというようなご意見であったのではないかと考えてございます。労働組合のほうにつきまして、多分、本人以外が代理して提供するような場合ということだと受け止めていますし、一人親方のほうについてもご意見は賜りましたので、試行運用もございますので、幅広くいろいろ考慮しながら、できる限りしっかり検討していきたいと考えてございます。

○小澤座長 ありがとうございます。あと、関室長のほうに。

○関室長 資料1-2における賃金の把握方法でございますが、ここで把握する賃金につきましては、基本的に賃金台帳に記載いただいた賃金を教えていただくという考え方をとっております。ただ、個人情報の関係もございますので、ここでは調査対象工種に従事された全員の労働者の方の合計労働時間と合計賃金、合計値を教えていただくというやり方をとっております。

○小澤座長 ありがとうございます。

最後に、岩田委員から頂いたご意見ですが、委員の皆様からご意見を頂けるとありがたいのですが。特に元請の皆さんでしょうか。

○山崎様（荒木委員代理） 社会保険に関しては、今はもちろん社会保険に入っていないと現場に入れさせないということなので、絶対社会保険に入ることが条件なので、それで差をつける業者がいたら、その業者が悪いということだと思います。

もう一つ、レベル別年収の振り分けに関して、目標値か標準値かという話は私もすごく疑問に思っていて、かつて下位・中位・上位だったのですよね。それで、中位がなぜか目標値になっていて、下位が標準値になっているのです。そうすると、標準値というのは、日本語的には普通、中位値ですよね。それが下位値になってしまっているから、標準値を

超えたらピンはねしているというのは、多分、標準値という言葉がおかしいからではないかと思うのです。標準値を超えたというのは下位値と中位値の間ですよ。全然ピンはねでも何でもないのですけれども、中位値が目標値になってしまっている。普通、上位値が目標値。日本語として、みんなができないけれどもやりましょうというのが目標値なので、みんなやれているはずなのは何で目標値なのだろうと。中位値を目標値だとされているのがすごくおかしいから、そんな誤解が起きているのではないかなと思っています。だから、標準値とされている下位値は、ある意味最低値とか、ちょっと混乱するかもしれないけれども、基準値とかにすべきで、目標値というのは上位値に対して命名すべきで、中位値を標準値とすべきというのが日本語として正しくて、そうすると下位値を超えたぐらいで中位値より下なのにピンはねだという誤解は生じないのではないかなと思っています。

○石井補佐 あまり詳細な言葉の当てはめについてこの場で議論していなかったのですが、そういう意味では改めて議事録に残す的な意味も含めて申し上げますと、まず前提として、目標値は中位以上と言っていますというところが前提で、中位というのは設計労務単価が払われた場合に考えられる額ということですので、この中位水準が全ての労働者に払われていれば、建設生産労働者の賃金は全産業平均値よりも高い賃金値になっているはずなのにそうはなっていない現状があるというところが目標値であるゆえんと受け止めていただきたいところです。

あと、下位が標準値になっているのはおかしいのではないかというのは、一見確かにごもっともではあるのですけれども、心持ちとしては下限値とか最低値であるというのは我々もそうなのですけれども、一方で法的拘束力を持った下限値ということではありませんので、そこはまさに最低賃金ではありませんので、その意味で誤解を招かないようにする表現を模索した結果として今のようなことになっているということもご理解いただければいいのではないかなと思います。

その意味で、レベル別年収と設計労務単価の振り分けみたいところで、レベル別の単価みたいのことを考えて、目標値から標準値の間であればいいじゃないかという話をする、先ほど私が岩田委員に申し上げたような、「おまえのところは標準値しか払っていないのだから、別に設計労務単価は要らないよな」みたいな変な話になってくると思ってまして、その意味で、現在の仕組みが12月の段階でビルトインされているという前提で議論が進められるといいなと思ってございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかの方でご意見がある方はいらっしゃいますか。

○長谷部委員 下請の立場から岩田委員のご発言について、今、労務費に関する基準の基準値につきましては、基準値と併せて雇用に伴う必要経費も含めた経費の金額も明示をして頂いておりますが、本来はそちらの経費を含めた金額のほうをきちんとベースにしていかなないと、やはり下請の立場からしても労務費を真水できちんと確保していかなければならないという現状では、適正な経費部分がしっかりと確保できるように、参考として示されている経費を含めた金額・基準値を本当は基準に取引していくべきとは認識しております。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

岩田委員、よろしいでしょうか。

○岩田委員 できれば発注者の方からお聞かせ願えればと思うのですが、なければ、はい。

○小澤座長 よろしいでしょうか。

西野先生、どうぞ。

○西野委員 ありがとうございます。オンラインにて失礼いたします。

先ほど、自治体の内訳金額の確認についてご質問がありましたけれども、私も地方に住んでいて地方自治体の委員会等に出ておりますと、案件により入札参加者の確保も難しく苦勞されている中で、そもそも内訳の確認がマンパワーとしてできるか、技術的にもできるかということもあるのですけれども、では、それで確認して問題があったという場合にもう一度入札をやり直すのかということになると、それは多分、自治体としては現実的ではないのかなとも考えております。もともと労務費の標準を定めるときに、お金の競争から質の競争へ転換していきましょうという話があつての標準労務費の確保ということになっていたと思うのですけれども、自治体で入札をやめて、お金だけで決めるのをやめられるかという、それもなかなか行政のリソースからして難しいなと思っております。

ですので、一つには入札制度をどう考えるかというところが、労務費の標準の実効性を確保する上では、ほかの委員もご指摘のとおり重要だと思っております、事前にスクリーニングする、つまり入札に参加する要件のところで、これまで労務費の基準をちゃんと満たしている、そういう実績を積み重ねているような企業が参加するときに優位であるというような状況が、まず取り組みやすいところかなと思います。

ご報告にもあったとおり、経審で自主宣言について加点要素となりました。今後の経審

の改正を見通して、これから実施されていく実態調査等も踏まえて、きちんと標準労務費を支払っている、また、元請の立場であっても、その浸透・行き渡りに力を尽くしている、それを実現しているというところがより加点される。それによって、そもそも入札の参加の段階で有利になるというようなことが実効性確保の上では欠かせないかなと思っておりまして、中長期的な課題にも入札制度のことを書いていただいているのですけれども、より一層、その点を仕組みとしてどう実現していくかというところも課題にさせていただきたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

一旦、岩田委員から頂いたご質問については一区切りさせていただいて、ほかのご意見もお受けしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○楠委員 楠です。資料4の公表の制度について、24ページあたりにありますけれども、ここはいろいろな制度があって、例えば公表する場合としない場合とか、独禁法には警告と注意があって、取適法にはいろいろあってみたいな話なのですけれども、もちろんこの表どおりだと思うのですが、追加で説明しますと、独禁法の警告の場合は、疑いがあるのだけれども違反とまで言えない、注意の場合は、将来にわたって違反の可能性があるので、現段階では違反の疑いもないという整理なのです。取適法の場合は、違反が認定されている場合なのです。だけれども、それに従わない場合は独禁法に行きますよという立てつけになっていて、例えば指導みたいなものは軽微な場合だと思うのです。そうすると、指導のレベルの話というのがちょっとずれているのです。その中で本件をどう扱うのかという位置づけも大事かなということと、もう一つ、根拠の規定がないというのが取適法にはありますけれども、取適法は独禁法の特例法なので、独禁法でできる話は取適法もできるだろうというような形で読み込んでしまっているのではないかと思うのです。厳密に言ったら根拠規定があつたらいいと思うのです。ただ、根拠規定がないというのは、恐らく独禁法の関係で、これは読み込めるよねという発想なのかなということもあるので、その辺の整理をもう一回していただいて、位置づけをもう一回整理という形でお願いしたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○惠羅委員 法政大学の惠羅です。前回の委員会から時間が空いて久しぶりの委員会で、具体的な取組や進展があったというご報告を受けて非常に勉強になりました。その一方で、

すごく実態差・温度差がある。全面改正からしばらくたって、法律が改正してからもすぐには変わらない。皆さん訴えられていましたように、ゼロ回答であるとか、ずっと続いていることがいまだに主張されているというのが非常に重いことだなと感じます。労務費の確保から出発していますが、賃金の上昇そのものの実効性が問われている。原則的なことに一度戻ると、賃金は労使合意が原則なのですけれども、担い手3法をめぐって、この間、政労使の役割分担ということが、それぞれの取組の中でなされてきているなという印象を受けました。

賃金をめぐる政府の役割については、法律的には最低賃金ということが一番の重要な点だと思うのですが、今回のお話では目標値というのがある。様々な捉え方で非常に難しいという話もあれば、一方で、様々な社会状況を踏まえて、地域雇用、担い手、災害時などが基準づくりの論点に入れられてもいます。とはいえ現時点では、やはり情報システム構築による監督促進という側面が強いと感じています。もちろん、担い手3法ができたということですので、国・行政による取組強化をすごく皆さん強く訴えられていると思います。地方自治体への広がりという観点も非常に重要ではあると思います。

一方で、賃金ということになると、使用者と労働者ということを見ると、そこからの何らかの業界を超えたメッセージがどれくらい出せているのかという点です。「使用者」といったときには労働基準法等の労働法制上の雇用主体を指す名称です。建設業の場合は、日建連さんですとか、元請が賃金水準の取組の決議をした、技能者を大切にしている企業の自主宣言制度をした、これは広い意味では使用者団体としての強い表明だと思うのですが、日建連の元請の水準では技能者を雇用されていないということから、商慣行の中で支払うということに対して、どれだけ技能者であるとか職人の方々にメッセージが伝わっているのかなと思いました。

全建の土志田委員や岩田委員からは、既存の商慣行、価格競争原理がいまだに本当に強いということをお聞きして、ある意味とてもショックな面もあるのですが、一方、長谷部委員からは、技能者・労働者の団体としての請求・要求運動であるとか、一般消費者・施主を含む労務費の周知の難しさをお聞きしました。政労使それぞれの取組が、今、とても力を入れられていると思うのですが、やはり支払うということに対する技能者・入職者への分かりやすいメッセージ、雇用を含めて何らかのものを建設として出していくことにつながっていくような議論になればいいかなと感じました。全産業中、賃金・年収差がいまだに大きくあるということも出ていましたので、今後の引き続きの取組に非常に期待

したいと思います。

1点質問ですが、資料についての説明の中の、資料 1-1 の大工の事例。大工の部門で高齢化が最も進んでいる、国勢調査などでも非常に危機的状況だと思うのですが、人口構造などとの関係で、資料 1-1 の例えば 9 ページの「みらいエコ住宅」の事業の中で、大工の将来予測の高齢化率を示していただいています。ショッキングなのは、2000 年から 2020 年で半減している、65 万人から 30 万人、20 年から次の 15 年でまた半減して 15 万人になっている。これも建設の中だと見慣れたようなことですが、非常に衝撃的な数字で、その一方、高齢化率は、これまでは 22%から 40%になっていますが、15 年後に 41%と、ここは維持で出されている。このことが何を意味しているか、半減する中で高齢化率が維持されるということは、どういうことでこういう試算が出されているのかお聞きしたいのと、一方で 6 ページ目の「職人いきいき宣言」の中で、任意で外国人就労者の就労環境の向上が含まれていますので、この辺の若手入職者のところの処遇改善と結びつくような方向性での、具体化した何らかのイメージがあればお教えいただきたいと思います。

大枠での意見でしたが、以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

オンラインでご参加の先生方からは何かございますか。ないようでしたら、前田さん、お願いします。

○前田委員 日本建築積算協会の前田です。今、各工種の小規模企業向けの標準見積書とかの構成は伺ったのですが、元請の見積書に関する材料費・労務費・法定福利費・建退共掛金・安全衛生経費、これは今の状況ですと、まだまだ建築の場合は市場単価がメインになっているので、ここの部分を全部表現できない時期かと思うのです。それに対して、今いろいろな面で罰則規定というのはあるのでしょうか。それを伺いたいと思うのですが。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。時間が残り少なくなってきているのですが。

○丸山委員 山下 PMC の丸山でございます。国土交通省様におかれましては、大変なご苦勞ありがとうございます。資料もありがとうございます。私のほうからは、フォローアップの実施に向けた論点というところで幾つかお話しさせていただければと思います。

まず、大前提として、先ほど岩田さんから「仕事が激減している」というお話があって、かなり気になりました。そもそも人手が足りない、要は人手が足りなくて仕事ができないということが前提でこの議論はずっと進んできていたと思いましたが、その前提が崩れているのだとすると、大丈夫なのかなということが非常に気になったところではございます。そういった意味でも、こちらの議論の中でもありました経済影響度がどれほどのものになるのかということについては、できるだけ国のほうで早くお示しいただきたいなと思っています。

先ほどほかの方からもございましたけれども、論点として行き渡りのボトルネックの調査については、ぜひなるべく早く、なるべく精緻にお願いしたい。そこが解消されていかないと、なかなか建設経済がうまく回っていかないのではないかというのと思うところでございます。

あとは、今、前田委員からもあったお話ではありますけれども、まだ内訳の明示の仕方が総額記載でオーケーという形になっておりますし、実際、官工事に関しては官積算の97%でオーケーという割とばくつとした話になっていて、実際本当に労務費が支払われているかといったら、本気で確認しようと思っても分からないという状況であることは間違いないと思っています。実際その見積りをつくるのは本当に大変なことだということも理解はするのですが、最終行き渡りを本当にするのであれば、そこの労も取っていただかないと、発注者側から見えない状態でただ払えと言われても多分払えないので、その明示の仕方は積算の基準にも関わってくることだと思いますので、これは一足飛びにはいかないかもしれないですが、時間をかけて議論しながら前に進めていく方策を検討していただく必要があるのではないかと思います。さらに、この数年間やっていく間にはフィジカル AI が必ず入ってきます。その労務費をどうやって考えるのかというのも、順次追いかけながら考えていかなければいけないことだと思いますので、それも併せてお話しさせていただきます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

それでは、幾つかご質問を頂いていますので、お願いします。

○石井補佐 分担があると思いますが、最初に、西野先生から頂いていた、入札の参加資格の段階で見る仕組みはないのかというところで、処遇優良事業者証の話もロードマップで書きましたけれども、まず、この12月の段階でできることということで、ちゃんと見

積もる人が評価される仕組みというところで、経審を含む自主宣言の内容ができておりますけれども、今後どうしていくかというのは、引き続き状況等を踏まえながら必要な施策を検討していくものだと考えています。

あと、恵羅先生から頂いていた住宅補助の仕組みと試算のところですが、お答えするのは難しく、住宅局と会話する必要がありますので、すみません、この場での回答はご勘弁いただければと思います。

あと、前田委員から頂いていた、今は市場単価を使っていて内訳明示ができない場合に罰則が適用されるのかという話ですが、市場単価しかないから内訳明示ができないというのは本来におかしい話で、ちゃんと働いている人がいて、労務単価があって、その現場で何人工で働くという見込みは受注者として分かるだろうから内訳明示しましょうというのが全体としての議論だったと思っています。もちろん、今便利なツールとして市場単価があると思いますし、発注者も使っていると思いますし、ロードマップの中でもそういうところの歩掛の明示も進めていくとさらっと書いていたのですが、段階的に進めていくということは書いています。ただ、土木法、建築法ではなくて建設業法としての規制は全般としてかかっているということでもあります。

あと、丸山委員から頂いていたフォローアップに関するご指摘は、しっかりやっていくというところがございますけれども、もちろん労務費に関する基準ができたとして、労務費が直ちに上がるかという、歩掛を改善する誘因にもなるみたいなこともあるので、直ちに基準があるから莫大に上がるという、一律にそういうものでもないと思っており、まさに精緻な検討が必要ということだと思っています。

できるものはやっていこうと思いますし、もう一つフォローする必要があると思いますのは、これまで我々のほうに頂いているご質問の中でもあるのですが、注文者側から歩掛を受注者に明示させることはできないのかという話があって、ただ、これに関して言うと、受注者の営業秘密という観点も欠かせないので、注文側から強いることには慎重さが必要であり、そこはまさに受注側がもらうために受注者からしっかり歩掛まで明示してもらうことが重要なのではないかというのが一つのポイントなのだろうと思っています。

そのほか、頂いたご指摘も踏まえながらやっていくというのと、楠先生のご指摘。

○山影調整官 楠委員からのご指摘について、公表の関係につきましては、勧告・警告をご紹介しましたが、恐らく他制度においては非常に重い意味での勧告・警告だと我々も受け止めていますので、今後の参考に当たってはいろいろ考えていきたいと思っています。

いますし、また、公表に関する根拠規定の部分につきましても引き続き研究が必要ではないかと我々も思っておりますので、継続的にいろいろと考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○小澤座長 一通りご質問・ご意見を頂けたかと思えます。時間も来てしまいましたが。

とても大変なことを我々は改革しようとしているということです。ぜひ関係の皆様のご協力をお願いしたいのと、本日審議事項として提示いただいているフォローアップ調査あるいはモニタリング、見える化、そのためのシステム開発、もろもろの取組方針については、おおむねご理解いただけたかなと。ご助言が幾つかございましたが、というふうに思いました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

職種分野別の労務費の基準値（案）【報告】

○小澤座長 それでは、申し訳ありませんがちょっと延長させていただいて、最後の「職種分野別の労務費の基準値（案）」について、事務局からできるだけ要領よくご説明いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○近藤室長 事務局でございます。本当に概略だけ、資料 5 に基づいてご説明させていただければと思ひます。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。おさらいしますと、職種分野別の労務費の基準値は、中央建設業審議会が勧告した労務費に関する基準に基づいて、適正な労務費の確保をより円滑に進めるという観点から国交省が定めるものであります。基準値は、標準的な作業内容や施工条件が特定可能であること、適用される歩掛や公共工事設計労務単価の職種が一定程度明確であることといった要件を満たす職種分野について定めるものでございます。

このページの上段にありますように、令和 6 年 11 月より各職種別の意見交換会を開催いたしまして、昨年 12 月に 13 職種分野 99 工種について公表したところです。本日は、これに続く基準値の案として、11 職種分野 35 工種をお示しするもので、詳細は割愛いたしますが、具体的には表の下の部分に「今回提示」と赤く丸がついている部分——計装、塗装、内装、とび・土工、板金・屋根ふき、解体、防水、さく岩、タイル・サッシ・ガラス、エクステリア、上下水道が対象となります。

2 ページをご覧ください。こちらは、労務費の基準値について、建設業の 29 の許可区

分に当てはめた場合の整理表でございます。今回ご説明するものを含めると、18の業種で何らかの基準値が作成される見込みでございます。

3 ページで目次、4 ページ以降で労務費の基準値に関してのそもそもの考え方のご説明等々があり、その後、6 ページ以降で各基準値についてご紹介しております。この基準値については、原則として、公共工事の積算基準にある歩掛ですとか、公共工事設計労務単価を活用するというようになっておりますけれども、一部の工事、特に民間の工事が中心のものについては、公共や官庁営繕工事の歩掛がありませんというものがございます。そうしたものは歩掛を記号で表して定性的な表現となっているというところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた労務費の基準値（案）でございますが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

オンラインの先生方も何かございますでしょうか。

特段ないようでしたら、全体を通して特にとということがございましたらお受けしたいと思えます。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、予定していた議事は以上でございます。事務局へお返しいたします。

3. 閉 会

○小川推進官 ありがとうございました。

そのほか何か国土交通省側から発言はございますでしょうか。

○伊勢参事官 不動産・建設経済局参事官の伊勢でございます。本日、皆様方におかれましては、年度末のご多忙の中ご参加いただきまして、ありがとうございました。

前回、10月までは基準案をどうつくり込んでいくかという議論でございましたけれども、今回大きくフェーズが変わりまして、つくり上げたものについて結果に向き合いながら、それをどう軌道修正していくかというフェーズに差しかかっているのではないかなと考えております。

今回初めてご説明させていただきましたが、その中でも実態調査、フォローアップ調査、ここが一つの大きな肝なのではないかと考えておりまして、ここにつきまして我々として

も基準案をつくり込んでいくということと同じくらいの熱量でやっ払いこうという気持ちを持ってあります。調査の対象工事について、単にファクトを見て、それを踏まえて全体のオペレーションを見直していくということだけではなくて、対象工事一つ一つについて、どこがボトルネックなのかということ特定した上で、サプライチェーンの方々のご相談しながら、個別の事例について対応変容ですとか改善に向けた取組をつくり上げていくとか、そういった視点でこういうフォローアップ調査なども進めていければと思いますので、引き続き皆様方のご協力・ご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は若干時間を超過してしましまして失礼いたしました。ありがとうございました。

○小川推進官 それでは、本日はこれもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところを誠にありがとうございました。

午後 0 時 05 分 閉会